

# パートナーシップ宣誓者の市営住宅入居について

## 1 概要

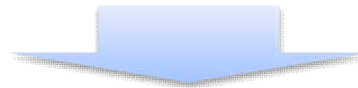
本市が旭川市パートナーシップ宣誓制度を令和6年1月（予定）に導入するに当たり、制度利用者の行政サービスにおける利便性を高めるため、市営住宅の入居者資格において、パートナーシップを宣誓した方を同居親族として取り扱う。

### パートナーシップ宣言制度とは

一方又は双方が性的マイノリティである2人が、日常生活において相互に協力し合うパートナーシップの関係であることを宣誓（宣誓書に署名）し、市が宣誓書を受領したことを証明する制度

## 2 入居者資格における同居親族

旭川市パートナーシップ宣誓制度により、入居者本人又は同居者と宣誓を行った者



「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」とする

### 現行規定

#### 同居親族

- ・親族（六親等内の血族，配偶者，三親等内の姻族）<民法第725条>
- ・婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者（婚約者，内縁関係等）
- ・里子

※入居の承継及び同居の承認においても、パートナーシップを宣誓した方を承認する。  
※市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している自治体において、パートナーシップを宣誓した方についても同様の取り扱いとする。

## 3 今後のスケジュール（予定）

令和5年11月10日	市営住宅審議会
令和5年12月上旬	市営住宅入居事務取扱要綱改正案確定
令和6年1月中旬	市営住宅入居事務取扱要綱施行予定 (旭川市パートナーシップ宣誓制度施行と同日)